

家庭用温水暖房契約

(選 択 約 款)

(令和7年6月1日実施)

栄ガス消費生活協同組合

目 次

1. 目的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 契約期間	2
7. 使用量の算定	3
8. 料金	3
9. 単位料金の調整	3
10. 名義の変更	4
11. 契約の変更又は解約	4
12. 本支管工事費の精算	4
13. その他	4
付則	5
(別表第1) 早収料金及び消費税等相当額の算定方法	5
(別表第2) 料金表 (家庭用温水暖房契約)	6
(参考) ガス小売供給約款 料金表	7

家庭用温水暖房契約（選択約款）

1. 目的

この選択約款は、家庭用温水暖房の普及を通じ当組合の供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当組合は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示その他当組合が適当と判断した方法（以下「当組合が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当組合が適当と判断した方法により行い、当組合の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他の家庭用温水暖房契約に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「家庭用温水暖房」… エネルギー源としてガスを使用し、温水を循環させて暖房を行う機能を有する熱源機により、居室の床面下に設置した配管に温水を供給して暖房を行うか、又は居室に設置した放熱器に温水を供給して暖房を行うことをいいます。
- (2) 「居室」… 居住の目的だけに継続的に使用される室をいいます。
- (3) 「専用住宅」… 居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所等、業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。

- (4)「併用住宅」… 店舗・作業場・事務所等、業務に使用する部分と居住部分とが結合している住宅をいいます。
- (5)「その他期」… 5月分(4月検針日の翌日から5月検針日まで)から11月分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)の7か月間をいいます。
- (6)「冬期」… 12月分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から4月分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)の5か月間をいいます。
- (7)「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (8)「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (9)「単位料金」… 9に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまが家庭用温水暖房機器を専用住宅又は、併用住宅(取付メーター号数が10号以下)で使用し、当組合に対してこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当組合が申込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) 申込みの際は、お客さまの氏名、住所、連絡先等当組合が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。
- (3) 申込みの受付場所は、当組合事務所といたします。
- (4) 当組合は、この選択約款に基づき契約されているお客さまが、その契約期間満了前に他の選択約款への変更を申込みされた場合には、その申込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更、又は建物の改築等のための一時不使用による解約又はガス小売供給約款に基づく契約への変更の場合は、この限りではありません。
- (5) 当組合は、申込者が当組合(導管部門を含みます。)とその他のガス使用契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金を、それぞれのガス使用契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款による申込みを承諾しないことがあります。

6. 契約期間

- (1) 新たにこの選択約款に基づきガスの使用を開始した場合は、申込みを承諾した日の直後の定例検針を行う日の翌日を契約開始の日とし、同日が属する月の翌月を起算月として、12か月目の月の定例検針を行う日までといたします。
- (2) 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の直後の定例検針を行う日の翌日を契約開始の日とし、同日が属する月の翌月を起算月として、12か月目の月の定例検針を行う日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先立って解約の申し出がなく、お客さまと当組合の双方が契約内容につ

いて意義のない場合は、契約期間満了日の翌日から、その満了日の属する月の翌月を起算月として、12か月目の月の定例検針を行う日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

7. 使用量の算定

当組合は、当組合(導管部門)により通知を受けた使用量をお客さまへ通知いたします。なお、当組合(導管部門)は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

8. 料金

- (1) 当組合は、料金の支払いが支払義務発生日の翌日から起算して20日以内(以下「早収料金適用期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金(消費税等相当額を含みます。)を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの(以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)をお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当組合は、検針日が冬期に属する場合には別表第2の料金表を適用し、検針日がその他期に属する場合にはガス小売供給約款の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

9. 単位料金の調整

- (1) 当組合は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表第2の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1(3)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

＝基準単位料金＋0.077円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税率)

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

＝基準単位料金－0.077円×原料価格変動額／100円×(1＋消費税率)

(備考)

上記イ、ロの算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

92, 100円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表第1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）といたします。

（備考）

トン当たりLNG平均価格は、当組合事務所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算定式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

10. 名義の変更

お客さま又は当組合が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に係りのある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当組合は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

11. 契約の変更又は解約

- （1）お客さまのガス使用予定に変更がある場合、又は2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約することができるものといたします。
- （2）当組合に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

12. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において、契約を解約するとともにガスの使用を廃止する場合には、原則としてその本支管の新增設にかかわる当組合負担額に消費税等相当額を加えたものを全額お客さまにお支払いいただきます。

13. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、令和7年6月1日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切替え措置

この選択約款実施後の9の規定及び別表第2の規定は、この選択約款の実施の日（以下「実施日」といいます。）以後のガスの使用に係る料金から適用し、実施日前のガスの使用に係る料金については、なお従前の家庭用温水暖房契約（以下「旧選択約款」といいます。）によります。この場合において、実施日以前より継続してご使用の場合、当月の検針分までを旧選択約款を適用し、実施日以降に新たにガスの使用を開始された場合においては当月の検針分はこの選択約款によります。

3. この選択約款の揭示

当組合は、この選択約款を、当組合事務所のほか、当組合ホームページにおいて揭示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の家庭用温水暖房契約の内容及びその効力発生時期を周知いたします。

（別表第1） 早収料金及び消費税等相当額の算定方法

（1）早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

（2）従量料金は、基準単位料金又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

（3）調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調

整単位料金を適用いたします。

- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (4) 早収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算定式により算定いたします（小数点以下の端数切り捨て）。
- $$\text{早収料金に含まれる消費税等相当額} = \text{早収料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

(別表第2) 料金表・家庭用温水暖房契約（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,815.00円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	150.70円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに、9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(参 考) ガス小売供給約款 料金表

1. 適用区分

料金表A：使用量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B：使用量が25立方メートルを超え、250立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C：使用量が250立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,078.00円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	171.20円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに、23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,232.00円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	165.04円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに、23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表C（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,815.00円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	162.71円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに、23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。